

愛媛県警察臨時職員採用試験案内

平成 31 年 3 月 1 日

新 居 浜 警 察 署

愛媛県臨時職員採用のための試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人数	勤 務 先	職 務 内 容
臨時職員 地 方 公 務 員 法 第 22 条 第 2 項 の 臨時職員	1 人程度	新居浜警察署	警察事務補助業務等に 従事します。

2 受験資格

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 愛媛県臨時職員（22 条）として雇用され、通算して 2 年間勤務したことのない者

3 試験の方法等

試験種目	配 点	試 験 内 容
作文試験	100 点	公務に従事する者として必要とされる識見、思考力、表現力等について作文試験を行います。
面接試験	150 点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。
適性検査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

注）各試験項目において、一定の基準に満たない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 平成 31 年 4 月 12 日（金）午後 1 時 30 分
- (2) 試験実施場所 新居浜警察署（愛媛県新居浜市久保田町 3 丁目 9 番 8 号）
- (3) その他 集合時刻等詳細は申込者に対して 4 月 10 日（水）までに通知します。
4 月 10 日（水）までに通知がない場合は、下記の提出先まで連絡してください。

5 受験申込

- (1) 申込期間 平成 31 年 3 月 1 日（金）から平成 31 年 4 月 8 日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成31年4月8日（月）午後5時までの必着に限り、受け付けます。また、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「臨時職員(22条)申込」と朱書し、新居浜警察署警務課へ送付してください。

- (2) 申込方法 市販の履歴書（A4判又はA3判2つ折り）に申込者の顔写真（最近6箇月以内の撮影、カラー、脱帽、正面向き）を貼り、必要事項を記載のうえ、新居浜警察署警務課へ提出してください。

6 採用

試験合格者は、欠員の状況に応じ、原則として平成31年6月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

- (1) 雇用期間 6箇月間。ただし、勤務成績が良好であれば、更新があります。
- (2) 勤務時間・休日 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務で、土曜・日曜・祝日のほか年末年始は休みです。
- (3) 給料等 臨時職員の給与規程に基づき、6,890円の基本給（日額）が支給されるほか、該当者に対しては、期末手当、通勤手当等が支給されます。また、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

注）これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規程に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明できる書類（学生証又は身分証明書、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表日のみ午後1時）から午後5時15分まで）に新居浜警察署警務課又は愛媛県警察本部警務課へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので注意してください。

9 問い合わせ先

受験手続その他については、新居浜警察署警務課へお問い合わせください。

新居浜警察署 警務課

〒792-0026

愛媛県新居浜市久保田町3丁目9番8号

電話 (0897)35-0110 内線212